

令和 5 年 第 2 回

# 南阿蘇村議会臨時会会議録

令和 5 年 5 月 10 日 召集

南阿蘇村議会

# 会 期 日 程

会期 1 日間

令和 5 年第 2 回 臨時会

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程
5 月 1 0 日	水	本会議	午前 1 0 時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 村長挨拶 上程議案説明 質 疑 討 論 採 決 閉会宣言

第 1 号

5月10日 (火)

令和5年第2回南阿蘇村議会臨時会 議事日程

令和5年5月10日(水)  
午前10時00分 開会  
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 村長挨拶
- 日程第5 報告第2号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度道の駅「あそ望の郷くぎの」隣接公園車道橋設置工事請負契約の変更)
- 日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(南阿蘇村税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算(第10号)の報告)
- 日程第9 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和4年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の報告)
- 日程第10 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和4年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第3号)の報告)
- 日程第11 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算(第4号)の報告)
- 日程第12 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算(第5号)の報告)
- 日程第13 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和4年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)の報告)
- 日程第14 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第1号)の報告)

- 日程第 15 議案第 39 号令和 5 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 16 議案第 40 号 財産の処分について  
（木の香湯温泉跡地等）
- 日程第 17 南阿蘇村議会会議規則第 1 2 9 条の規定に伴う議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	辰 巳 和 美	8 番	丸 野 健一郎
2 番	岡 智 則	9 番	桐 原 純 男
3 番	坂 田 正 也	10 番	工 藤 保 雄
4 番	河 内 克 也	11 番	笠 野 眞 喜
5 番	市 原 恵 一	12 番	橋 本 功
6 番	今 村 輝 宏	13 番	後 藤 征 昭
7 番	今 村 竜 喜	14 番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
政策企画課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	福 本 道 昭
建設課長	笠 功 祐
会計課長	飛 瀬 和 徳
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	下 田 朱 美
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
産業観光課長	今 村 洋 一
水・環境課長	今 村 隆 博
保 育 所 長	山 室 和 夫
定住促進課長	梅 田 雄 治
子育て支援課長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐 原 恵
議会事務局長主幹	佐 藤 桂 輔

開会 午前10時00分



○議長(山室昭憲議員) おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和5年第2回南阿蘇村議会臨時会を開会いたします。

一同、その場に御起立ください。礼。御着席をお願いします。

会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねますが、発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って、御発言をお願いいたします。会議中の携帯電話は、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(山室昭憲議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、桐原純男議員、10番、工藤保雄議員を指名します。



#### 日程第2 会期の決定について

○議長(山室昭憲議員) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。



#### 日程第3 諸般の報告

○議長(山室昭憲議員) 日程第3、諸般の報告閉会中に、議会運営委員の辞職及び選任並びに議会運営委員長、副委員長の辞任及び選任が行われ、その結果はタブレットに配付のとおりであります。



#### 日程第4 村長挨拶

○議長(山室昭憲議員) 日程第4、村長挨拶。議案審議に入ります前に、吉良村長に御挨拶をお願いいたします。

○村長(吉良清一村長) おはようございます。本臨時会にあたり一言御挨拶を申し上げます。今、それぞれで自己紹介をさせていただきましたけれども、執行部、新たな顔ぶれで、本年度望みたいと思っております。議会におかれましても、心機一転ということかと思えます。しっかりとこの南阿蘇村良い方向に導いていきたいと思えます。そしてまた今年は、南阿蘇鉄道も全線運転再開という本当に地域の住民の切望でございました。夢が実現をいたします。合わせまして、立野ダムも完成いたしますし、また、震災ミュージアム、これもオープンいたしまして、本当に今年は活気を帯びた年になろうかと思えますので、皆さんが幸せを感じれるような、本当に住んでよかったと思えるような村づくりのために、しっかりと取り組んでまいりますので、御協力のほどよろしく申し上げます。本臨時会、いろいろと重要な案件もございます。慎重審議をしていただきたいと思います。終わります。

○議長(山室昭憲議員) ありがとうございます。



- 日程第5 報告第2号 「専決処分事項の報告について(令和4年度道の駅「あそ望の郷くぎの」隣接公園車道橋設置工事請負契約の変更)」
- 日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(南阿蘇村税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて(南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算(第10号)の報告)
- 日程第9 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の報告)
- 日程第10 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第3号)の報告)
- 日程第11 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算(第4号)の報告)
- 日程第12 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算(第5号)の報告)
- 日程第13 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて

(令和4年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)の報告)

日程第14 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて

(令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第1号)の報告)

日程第15 議案第39号 令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第2号)の議決について

日程第16 議案第40号 「財産の処分について(木の香湯温泉跡地等)」

○議長(山室昭憲議員) 日程第5、報告第2号、専決処分の事項の報告について、令和4年度、道の駅あそ望の郷くぎの隣接公園、車道橋設置工事請負契約の変更についてから、日程第16、議案第40号、財産の処分について、までを議題といたします。提案理由の説明を村長に求めます。

○村長(吉良清一村長) それでは本日議案として本臨時会に上程しておりますのは、専決処分事項の報告が1件、専決処分事項の承認が9件、令和5年度補正予算が1件、財産の処分が1件以上、12件となっております。御審議をいただき、議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、各議案について御説明を申し上げます。最初に報告第2号、専決処分の事項の報告についてでありますけれども、令和4年度道の駅あそ望の郷くぎの隣接公園車道橋設置工事請負契約の変更についてであります。本案件は、地方自治法第180条第1項の規定により、道の駅あそ望の郷くぎの隣接公園車道橋設置工事の工事請負契約の金額変更について、令和5年3月24日に、専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、その報告をするものでございます。変更内容につきましては、防護柵及び基礎の変更、舗装版破碎の増工により、契約金額を増額するものであります。変更する契約の金額などはそれぞれの記載のとおりでございます。

次に、承認案件ですが、専決処分につきましては地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会に報告しその承認を求めなければならないので、承認第2号から承認第10号まで、今回提出をいたしております。まず、承認第2号でございますが、専決処分事項の承認を求めることについてであります。内容は、南阿蘇村税条例の一部を改正する条例であります。本議案は地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、税条例の一部を改正したので、その承認を求めるものでございます。改正内容は、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、軽自動車等の車体課税における環境性能割の税率区分の見直しなど、所要の改正を行っております。

次の承認第3号、これも専決処分事項の承認を求めることについてでございますが、南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本議

案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い税条例の一部を改正したので、その承認を求めるものでございます。改正内容は、先の3月議会定例会において、改正を行った賦課限度額等の改正に伴う条項追加など、所要の改正を行っております。

次からは補正予算の専決処分、承認案件でございます。承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算第10号の報告であります。専決処分しました補正予算は、歳入歳出それぞれ5,458万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を139億5,443万1,000円とする補正予算であります。主な歳入につきましては、村税や国からの各種交付金、国・県支出金、村債などは、実績額に合わせております。主な歳入につきましては、地方交付税を6,322万6,000円の増、国庫支出金を2,523万4,000円の減、県支出金を1,489万円の増、村債を1,940万円の減とし、歳出につきましても、主には、事業実績等に調整を行ったものでありまして、総務費を7,158万7,000円の減、民生費を4,386万円の減、衛生費を1,903万6,000円の減、農林水産費1,398万2,000円の減、災害復旧費を1,370万円の減額としたものであります。予備費を2億3,320万円の増としております。

次に、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについてであります。これは令和4年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第2号の報告であります。専決処分しました補正予算は、歳入歳出それぞれ9,721万円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億7,953万4,000円とする補正予算であります。この専決も事業実績により調整を行ったものであります。歳入につきましては県支出金を9,721万円の減とし、歳出につきましては、保険給付費を8,710万1,000円の減、予備費を1,010万9,000円の減としたものであります。次に承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第3号の報告についてであります。専決処分しました補正予算は歳入歳出それぞれ1,583万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億5,201万2,000円とする補正予算であります。この専決につきましても事業実績により調整を行ったものであります。主な歳入につきましては、保険料を46万円の増、国庫支出金を1,897万8,000円の増、支払い基金交付金を1,747万8,000円の減、県支出金を317万7,000円の減、繰入金を1,469万円の減とし、主な歳出につきましては、保険給付費を6,730万円の減、地域支援事業費を714万4,000円の減、諸支出金を125万1,000円の減、予備費を6,014万4,000円の増としたものであります。

次に、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算第4号の報告でございます。専決処分しました補正予算は、歳入歳出それぞれ5,770万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,983万4,000円とする補正予算であります。この専決処分につきましても、事業実績により調整を行ったものであります。歳入につきましては、村債を5,770万円の減とし、歳出につきましては、総務費を4,763万円の減、予備費を1,007万円の減としたものであります。

次に、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算第5号の報告についてであります。専決処分しました補正予算は歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,838万8,000円とする補正予算であります。この専決処分につきましても事業実績により調整を行ったものであります。歳入につきましては、村債を10万円の減とし、歳出につきましては、農林水産業費を410万円の減、予備費を400万円の増としたものでございます。次に、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計補正予算第3号の報告についてであります。専決処分しました補正予算は、歳出内の増減によるもので、累計予算総額8,139万7,000円の変更はございません。この専決につきましても、事業実績により調整を行ったものであります。内容としましては、歳出につきまして、生活処理生活排水処理費を27万9,000円の減、予備費を27万9,000円の増としたものであります。

次に、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号の報告でございます。専決処分しました補正予算は、歳入歳出それぞれ962万円を増額し、歳入歳出予算の総額を11億7,402万円とする補正予算でございます。歳入につきましては、国庫支出金を962万円の増とし、歳出につきましては、民生費を962万円の増としたものであります。補正内容としましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世代に対し、1人当たり5万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う事業費として962万円を計上しております。財源としましては全額、子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金となっております。この専決につきましては、5月末までに、国の交付基準によりまして、5月末までに、対象者へ振り込みをすることとなっておりますので、専決処分といたしました。

次は補正予算です。議案第39号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第2号の議決についてでございます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億300万円を増額し、総額を113億7,702万円とする補正予算でありま

す。歳入につきましては、国庫支出金を2億円の増、基金繰入金を300万円の増、歳出につきましては、総務費を53万9,000円の増、企画費を2億100万円の増、復興支援費を300万円の増、予備費を153万9,000円の減としております。この中で、企画費の2億100万円の増につきましては、私の説明の後、担当課長より、少し説明を加えますのでよろしくお願いいたします。それと復興支援費につきましてはの300万円につきましては、熊本地震後、部分開通と部分運行となっております。南阿蘇鉄道が7月15日に全線開通すること開通いたしますので、地域全体をも、全体で盛り上げていくための事業費として、300万円を計上しております。

最後に、議案第40号財産の処分についてであります。本議案は、木の香湯温泉跡地等につきまして、売却に係る条件付公募型プロポーザルの結果、処分の相手方を決定いたしております。決定の相手方は、記載のとおりでございます。相手方とは、既に5月の1日に仮契約を行っております。仮契約は地方自治法によりますと速やかに契約議案を議会に提出して、議会の議決を経た上で、本契約を締結して、事業を速やかに進めるということが、記載をされておりました。この案件につきましても、相手方のこともありますので、この事業は、地元の要望もありますので、速やかに進めるべきと考えましたので、今回、上程しております。南阿蘇議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、提案理由の説明であります。御理解をいただき、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(山室昭憲議員) 野口政策企画課長。

○政策企画課長(野口幸広課長) それでは事業概要を御説明申し上げます。和牛、熊本赤牛の繁殖肥育加工、流通、消費の直接支援、コミュニティーを構築し、畜産の可視化を実現するとともに、国内外の和牛ファンをデジタル上で、展開し、阿蘇の大草原と豊富な地下水を守るあか牛など、地域の特徴に応じて、支援するシェフ、料理人ですが、料理人や消費者を集めることで、関与人口の増加と新しい産業創出に向けた人材が集う村を目指し五つの取組を行います。一つ目の取組としましては、和牛消費流通コミュニケーション創出メタバース予算が6,000万円。②としましてエシカル畜産推進に向けたデジタル活用支援サービスとしまして2,500万円。③としまして、仮想空間のデータを活用ということで2,500万円。④としまして、マイナンバーカード活用促進ハイブリッド型イベントとしまして7,000万円、⑤としまして仮想空間と現実をつなぐ推進員の設置としまして2,000万円。予備費としまして100万円を計上しております。合計の2億100万円となります。最後にこ

の五つの取組は熊本あか牛の販路拡大や村外の人々が仮想空間を活用し、南阿蘇に、行ってみたい、住んでみたいとなるような、移住定住の促進につなげていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

- 議長(山室昭憲議員) 以上で、今回、執行部から提案されました議案についての説明を終わります。ただいまから、議案審議に入ります。これから質疑、討論、採決を行います。質問をされたい方は、議席番号、氏名を名のってから質問をしてください。関連質問、重複質問につきましては、簡潔にお願いをいたします。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第5 報告第2号 専決処分報告について(令和4年度道の駅あそ望の郷くぎのの隣接公園車道橋設置工事請負契約の変更)

- 議長(山室昭憲議員) 日程第5、報告第2号、専決処分報告について。令和4年度、道の駅あそ望の郷くぎのの隣接公園車道橋設置工事請負契約の変更を議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで、報告第2号は報告済みといたします。



日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(南阿蘇村税条例の一部を改正する条例)

日程第7 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて(南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 議長(山室昭憲議員) 日程第6、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、南阿蘇村税条例の一部を改正する条例、及び日程第7、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

もう一度申し上げます。承認第2号及び承認第3号の2議案を一括議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(山室昭憲議員) これで討論を終わります。これから承認第2号及び承認第3号の2議案を、一括して採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

○議長(山室昭憲議員) 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。

○  
午前10時20分休憩  
午前10時30分再開

○議長(山室昭憲議員) 再開いたします。

○  
日程第8 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算第10号の報告)

○議長(山室昭憲議員) 日程第8、承認第4号専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算第10号の報告を議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長(山室昭憲議員) 本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

○議長(山室昭憲議員) 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。

○  
日程第9 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第2号の報告)

日程第10 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和4年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第3号)の報告)

日程第11 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算(第4号)の報告)

日程第12 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算(第5号)の報告)

日程第13 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和4年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計補正予算第3

号の報告)

- 議長(山室昭憲議員) 日程第9、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第2号の報告から、日程第13承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計補正予算第3号の報告までの5議案を一括議題といたします。もう一度申し上げます。承認第5号から承認第9号までの5議案を一括議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(山室昭憲議員) これで討論を終わります。これから、承認第5号から承認第9号までの5議案を一括して採決をいたします。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

- 議長(山室昭憲議員) 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。



日程第14 承認第10号専決処分事項の承認を求めることについて(令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号の報告)

- 議長(山室昭憲議員) 日程第14、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号の報告を議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(山室昭憲議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

- 議長(山室昭憲議員) 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。



日程第15 議案第39号令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第2号の議決について

- 議長(山室昭憲議員) 日程第15、議案第39号、令和5年度南阿蘇村一般会

計補正予算第2号の議決についてを議題といたします。質疑ありませんか。

○12番(橋本功議員) はい

○議長(山室昭憲議員) 橋本議員

○12番(橋本功議員) はい。12番橋本です。まず、ページの9ページになります。顧問弁護士委託料53万4,000円となっております。この内容を説明をお願いいたします。

○議長(山室昭憲議員) 藤本総務課長。

○総務課長(藤本哲章課長) それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。本補正予算はですね、熊本地方裁判所阿蘇支部に、南阿蘇村長を被告とし、前田中副村長への教員住宅の家賃81万6,000円のお支払いを請求する旨の訴訟が本年3月14日に提出されたことにより、弁護士費用の着手金として、53万9,000円を計上しております。なお裁判が始まりましたら、別途弁護士に対する報酬が発生いたします。以上で答弁終わります。

○議長(山室昭憲議員) 橋本議員。

○12番(橋本功議員) はい。と申しますのは、これは53万9,000円では終わらないということで、よろしいでしょうか。

○議長(山室昭憲議員) 藤本総務課長。

○総務課長(藤本哲章課長) はい、そのとおりです。約倍近く訴訟の弁護裁判費用がかかると思います。

○議長(山室昭憲議員) はい、12番橋本議員。

○12番(橋本功議員) そうしますと、これ私も経験いたしました。まず、弁護士事務所に着手金っていうの払わなくちゃいけません。それと裁判のあるたびに出廷料という、契約書を交わさないといけないと、そうなりますと、着手金を払ったから、この民事事件でございまして、どれぐらいかかるかっていうのが分かりません。全く未定になってくるわけでございます。

そうしますとですね、着手金について裁判が決まったらもう即払わないといけませんので、契約書には指定まで入金しないといけないということがあります。そこでですね、裁判をするか、しないかっていう、この断念をすることで、支払わなかった場合には、もうここでは、裁判はしないと、裁判官のほうで受け止めてしまいますので取消しになってしまいます。

そこでですね、お聞きいたしますけれども、送られてきているかと思いますが、契約書の内容というのはどのようになっておられるか、それをお聞きしたいと思います。

○議長(山室昭憲議員) 藤本総務課長。

○総務課長(藤本哲章課長) 今の質問ですけれども、今議会でですね、この補正予算が可決されますと、まず、うちの顧問弁護士のほうと契約を結びます。そ

のような内容といたしましては訴訟されてる問題に対しましてですね、弁護士の方でこういう形といいます内容的なものをですね、精査しまして、一応、基本的には、着手金が先ほど言いました、49万円と着手金とあと今度その報酬金といたしまして、裁判が始まったらですね、まず、49万、54万近くの金額がかかります。その中で、まず、全ての成功報酬関係も含めまして、100万ということで契約するというふうになっております。以上です。

○議長(山室昭憲議員) 橋本議員。

○12番(橋本功議員) 私が聞いているのは、課長、その契約の内容なんですか。どのような、契約をされたのかっていうのがあると思います。一つの例を言いますとね、例えばですね、この損害が幾ら来てですね、この訴訟を行われた方は、幾らきてですねこれだけ払いなさいとの裁判なのか、あるいは端的にですね、私のあれも被害に被ったからね、そのことも払いなさいと大きく言っているのかどうかっていうのが分からないです。だからその内容を教えてください。

○議長(山室昭憲議員) 藤本総務課長。

○総務課長(藤本哲章課長) すいません。訴訟内容ですけれども、前田中副村長の教職員住宅へ災害の復旧、関係でですね、入居していただいたということの内容がですね、条例等いろいろを見た中でですね、適切ではないのではないかとこの訴訟が起こされております。それに基づいて、村長のほうにですね、81万6,000円を田中副村長に返還するよという訴訟が起こされているということでございますと、またこの契約についてはですね、うちはまだ契約しておりませんので、はい。その辺は御理解願いたいと思います。

○議長(山室昭憲議員) 橋本議員。

○12番(橋本功課長) これ村長、訴訟の当事者ですね。訴訟の当事者は村民でございまして。訴訟をした当事者はですね、そうしますとですね、村民と行政のですね、裁判と簡単に言えばですね、裁判ということになってくるわけですね。今、課長のほうから説明がありましたように、費用はですね、81万と81万6,000円でしたかね、それだけの費用で裁判っていうのは物すごくかかると先ほど言われました。ねえ、こうした中でですね、私はこの裁判を続けていいのか、あるいは裁判をしてもいいのかというのがあると思います。で、こうしたのをですねこれ出ておりますけれども、これは村長相手の裁判ですね。村長のアイデアだけ村長のほうからは、これは交付金というふうに、私、みなしております。村長はこれを出したということですね、上程をされておられるということは、公金であるというのを受け止めております。片方の住民のほうで、これ自分の資金でやっておられるわけですね。このギャップというのは非常に、公金と自己資金というギャップというのは大きくございまして。お金のことからしましてもですね、そうするとですね、一つ、村長、考えていかいitただか

ないといけないのは、先ほど言いました裁判の費用は膨大にかかるは、片方の住民のほうも膨大にかけてでもやっているわけで、お互いがプラスにもならないしマイナスにもならないというふうに考えるわけです。したがってですね、私は、これに対してはですね、村長、裁判をするってということには、いかなものかなと、これは受けておられるからですね、ですけども、和解という一つの案も出てくるんじゃないかなと思うんです。住民と行政のあれですからですね、こうしたことも、考えてみればですね、私は、お互い同様に上がって戦えばいいじゃないかと言われるかもしれませんが、そういうわけではございません。和解っていうのも一つの手ではないかなと思っております。この裁判に対しては、村長私は反対であることを申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

○議長(山室昭憲議員) 村長、何もありませんか。質疑ございませんか。はい。河内委員。

○4番(河内克也議員) はい、4番河内です。今の委託料について、重複するのは、もう御質問いたしません、確認です。今日の段階で、予算が計上されて、採決するのは、我々議会の責任です。ここに挙げられるまでの過程として、住民監査請求から経て、住民訴訟となった。その中で、今橋本議員もおっしゃったように、原告のほうで、裁判費用、そして弁護士費用も自分で払われる。で、こちらは南阿蘇村は、こうやって予算化をすると、今までうちも、住民監査請求から住民訴訟という例もありました。先例、事例、判例で、今までも、通常はこういったことで地方公共団体、村が、こういった弁護士費用は負担してきたのかというのを確認したいと思います。

○議長(山室昭憲議員) 藤本総務課長。

○総務課長(藤本哲章課長) 今の質問にお答えいたします。今までの裁判費用は公費で行っていると思います。ちょっとその辺はちょっと詳しく調べてみないと分かりませんので、また調べてから御報告したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(山室昭憲議員) ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。初めに、反対討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 賛成討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) これで討論を終わります。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

○議長(山室昭憲議員) 賛成多数により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第16 議案第40号 財産の処分について(木の香湯温泉跡地等)

○議長(山室昭憲議員) 日程第16、議案第40号、財産の処分について、木の香湯温泉跡地等を議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) これで、討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成少数]

○議長(山室昭憲議員) 賛成少数により、本案は、否決されました。

○

日程第17 発議第3号 南阿蘇村議会会議規則第129条の規定に伴う議員派遣について

○議長(山室昭憲議員) 日程第17、発議第3号、南阿蘇村議会会議規則第129条の規定に伴う議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元のタブレットに配付したとおり派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 異議なしと認めます。したがって、配付した資料のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。お諮りします。本臨時会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 異議なしと認めます。したがって、条項字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定をいたしました。

○

○議長(山室昭憲議員) これで、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。これで、会議規則第8条の規定により、令和5年第2回南阿蘇村議会臨時会を閉会いたします。一度、その場に御起立をお願いします。

礼。

○

散会 午前10時50分